

官報

号外 昭和二十三年四月七日

○第二回衆議院速記録第四十号

昭和二十三年四月六日(火曜日)

午後四時二十一分開議

議事日程 第三十七号

昭和二十三年四月六日(火曜日)

午後一時開議

第一 復興金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 海上保安廳法案(内閣提出)

第三 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔朗読を省略した報告〕

一、昨五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

政府が発行する福引券の当せん金に対する所得税の課税の特例に関する法律

一、昨五日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第一号)

一、昨五日国会において承認することと議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件

一、議員大石倫治君死去されたので、本院は次の弔詞を贈つた。

衆議院、議員勳四等大石倫治君ノ

長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

一、昨五日衆議院規則第十四條但し書により議長において議席を次の通り変更した。

四八 中川 マサ君

二〇〇 廣島縣第三區選出議員

一、昨五日内閣から提出した議案は次の通りである。

警察法の一部を改正する法律案

一、昨五日委員会に付託された議案は次の通りである。

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第三六号)

治安及び地方制度委員会 付託

一、昨五日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

道路橋梁の通水構造に關する法律案(参議院議員大山安君提出)

一、昨五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第一号)

証券取引法を改正する法律案

政府が発行する福引券の当せん金に対する所得税の課税の特例に關する法律案

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件

政務次官の臨時設置に關する法律案

一、昨五日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した

旨の通知書を受領した。

昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第一号)

政府が発行する福引券の当せん金に対する所得税の課税の特例に關する法律案

一、昨五日参議院において、次の内閣提出案を承認すべきものと議決した

旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件

一、昨五日本院は次の内閣提出案の撤回を承諾し、その旨内閣及び参議院に通知した。

郵便法の一部を改正する法律案

一、去る二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員重富卓君提出保有米供出農家の取扱に關する質問に對する答弁書

〔参照〕

保有米供出農家の取扱に關する質問主意書

割当一〇〇％供出を強要されたため保有米の一部又は全部を供出し、自家用米を一部又は全々持たない農家の取扱に關する左記事項を政府は如何ように処理するか。

一、昨年十一月十五日の農林委員会で農家保有量は前年通りを割る考へはないと述べている、然るに山口縣では縣全体として一〇％割当当初から保有量を切り下げて供出せしめており、末端では保有米を皆無にしその上麦(昨年産)まで出さねばならない程のことをあえてしている。これは甚しい私権の侵害であり政府の背信行爲である。

このような行爲をあえてした地方廳その他の官廳及び自治体に対し如何なる措置を講ぜられるか、又今日まで黙過してきた理由及び保有量を皆無にし供出せしめた法的根拠について。

二、保有全量を供出し食糧皆無になつた農家に対し二箇月近くも配給を行わないであえて緊急行爲に出でしめているのは、当局の怠慢と

無責任から生じたことでありその責は当局にある。一月廿七日山口縣副知事は「一〇〇％供出完遂をして保有量の皆無となつた農民には必ず食糧の配給を考慮する」と公約しているが、中央政府の意向が決定しないので実行が出来ないようである。政府は当然割当の修正をなすか、還元配給を行へべきである。この点如何に考えられるか、若し何れをも実行せずとせばその理由。

三、政府が定めた農家規制保有量(平均四合)を還元配給しなければならぬ、然るに昨年は二合五勺とした。割当の不当から生じた還元配給を農家労働に堪え得られない処罰的にさへ考えられる二合五勺を配給量とした理由及び本年は如何なる量を還元されるか。

四、昨年は二合五勺の配給さえ完全に実施せず八十三日間の欠配をあえてした。政府はかような暴挙をした地方当局の行爲を黙過している理由。

五、還元配給價格はその性質上当然買上價格から農家の負担した輸送費を差引いた價格でなければならぬ。然るに政府は消費者價格による意向のよう聞くが價格をどうするか、なお消費者價格とする時はその理由。

六、本件のような事例は全國到處

官報号外 昭和二十三年四月七日

衆議院會議録第四十号 議長の報告

にあると聞くがその実体を調査されているか、いけば公表された。又調査されていなければ、即時調査し、善処されたいがその意思あるか。

以上六項目について質問する。

昭和二十三年四月二日

内閣総理大臣 芦田 均

衆議院議長松岡駒吉殿
衆議院議員重富卓君提出保有米供出農家の取扱に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕

衆議院議員重富卓君提出保有米供出農家の取扱に関する質問に対する答弁書

一、昨年産米の供出は、昨秋未だ実收高の決定しない時期に收穫見込高に基いて割当てたのでありますが、一度決定した供出割当数量はわが国内外の諸事情からこれを修正することが困難な事情にありますので、農家には供出割当量の完遂を要請したのであります。その法的根拠は食糧管理法であります。

以上のような事情から、正確な実收高の決定後、保有米を喰いこんで供出された農家に対しては、飯用不足数量はこれを還元配給することに致したのであります。政府といたしましては農家の再生産確保には最善の措置を講じているのであります。

二、一に申し述べました趣旨から、農家配給食糧の増額を必要とする認められる地方に対しては地方廳と協議の上その増額量を決定し配給を実施しつつある次第であります。

三、農家に対する配給の基準量は、わが國現下の食糧事情から一般消費者並であります。主食の受配農家に対しては、農家労働に支障のないよう農業経営の規模に應じて農繁期特配並びに農業雇傭労働者に対する特配を実施計画中であります。

四、昨年十月末をもちまして運配を打ち切りました当時における山口縣の平均日数は七日でありまして、八十三日間の欠配は一部保有農家の轉落限界日等について縣当局の見解と農家の見解に相違があった結果と推察されます。

五、還元配給価格は、その特質に鑑みまして、配給経費(公團手数料)はこれを免除する方針であります。が、その他の諸経費につきましてはこれを農家の負担と致します。これは妥当でない点がありますので、目下具体的に検討中であります。

六、農家保有米の実態については、都道府縣当局とも充分打合は致しており今後その実態を可及的確

実に把握し得るよう努力致す方針であります。

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

第一 復興金融庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、復興金融庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長早稻田柳右エ門君。

復興金融庫法の一部を改正する法律案

復興金融庫法の一部を次のように改正する。

第三條及び第四條第一項中「七億圓」を「九百億圓」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

復興金融庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により第四十五号の末尾に掲載〕

〔早稻田柳右エ門君登壇〕

○早稻田柳右エ門君 ただいま議題となりました復興金融庫法の一部を改正する法律案について、財政及び金融委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように復興金融庫の資金は、去る二月上旬七百億圓に増額いたしましたのであります。この資金は本年度末までに必要とする資金の最少限度の金額で、その後当初の計画に従いまして貸出額は逐次増加し、現在すでに資本金の限度一ぱいに近く達しております。今回さらに來年度第一・四半期までの所要資金を勘案いたし、この際資本金を二百億圓増加して、これを九百億圓にいたさんとするものが本案なのであります。

各方面において種々の御意見あるいは御要望をいただいておりますので、今後とも関係方面の御協力を得て、慎重検討の上、逐次実行に移したい所存である、なお復興金融庫委員会の改組、金庫の人的内容の充実等も、金融界及び経済界の格段の御援助を得て急速に進めていく決意である旨の御答弁があつたのであります。

かくて、五日午後大体の質疑を結了いたしました。が、本委員会の委員各位の総意により、政府に対して委員長より次のような諸点に關し強い要望をいたしましたのであります。すなわちその第一は、農山漁村の復興のために現在の復興金融計画の中にそのわくをつくり、かつ可及的迅速円滑に長期低利の資金が融通せらるるよう施策を講ぜられたい。その第二は、復興金融庫の融資の監察については、法律をもつて國會議員を中心とする特別の監察委員会を設置し、嚴重にこれを行うことにせられたい。第三は、復興金融計画の決定に際し國会の意向を十分反映せしむるがごとく措置することとせられたい。これがため政府は、財政及び金融委員会の復興金融庫小委員会と常時緊密なる連繫をとり、詳細な資料を提出するはもとより、たとえば復興金融委員会あるいは同幹事会に付議する議案等は、すべて財政金融委員会の復興金融庫小委員会に隨時配付することとせられた

い。第四は、復金融資の回収については、現在の計画はきわめて不満足であるから、このためには特別の部門を設けて、大幅かつ徹底的にこれを行いう努力をせられたい。なお政府支拂の促進、補給金の交付、公債改訂等財政または物價による是正措置も併せて講じ、財政の負担において処理すべきものを金融面に轉嫁することは今後絶対に慎んでもらいたい。以上のような四点をあげて強い要望をしたのであります。

次いで、討論を省略し採決に入りましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。

(拍手)

○議長(松岡詢吉君) 討論の通告があります。これを許します。塚田十一郎君。

〔塚田十一郎君登壇〕

○塚田十一郎君 私は、民主自由党を代表いたしました、ただいま議題になつております復興金融庫法の一部を改正する法律案につき、賛成の意見を申し述べんとするものであります。

本法案の改正につきましては、結論において賛成でありますことは、ただいま委員報告の通りであります。が、私どもが本法案について賛成をいたしますところの氣持を、ごく平たい言葉で申し上げますならば、非常に浪費をする癖のある息子が、事業をや

かけて資金に詰まつてしまつた、今この資金を追加して出さなければ、せつかくやりかけた事業を續けていかれない、結局元も子もなくしてしまふというところで、親がやむを得ず財布のひもを解いて若干の追加支出をしよう、こゝういふように決意をいたした氣持であります。御承知のように、復興金融庫は昨年二月に発足したものであります。過去大体一箇年間にあります運営の状態を見ますときに、幾多の点において今後大いに留意しなければならぬ点があるということを今痛感いたしておる次第であります。

その第一の点は、復興金融庫なる制度が、今日では一種の金融の変態的な國家管理のような形になつて、これのためにわが國の金融政策が非常にゆがめられておるといふことを感ぜざるを得ないのであります。御承知のように、復興金融庫は今まで七百億の資本であつたのであります。そうして、ただいま委員報告の通り、三月一ばいで七百億は貸出してしまつた。ところが、全國の銀行勘定のしりにおいて見られる全國銀行の貸出がどれくらいあるかといふことを考えますときに、私の手もとに最近の資料がないのであります。が、昨年十一月現在では、大体千三、四百億のところにある。しかも、その十一月を基準とする、さかのぼる一箇年間に於いての同勘定の増加は、わずかに百五、六十億程度に止つて

おるといふことなのであります。しかるに、復興金融庫がただ一つで、一箇年間に零から出発して七百億までの融資をいたし、さらに本年度、このたび増資になりました二百億のほかに、現在政府が予想しておりますものは大体なお八、九百億といふことが考えられておるようであります。従つて、日本の今日の金融政策というものは、復興金融庫ただ一行によつてい

たしますものと、全國銀行がいたしますものが、ほとんど同じ程度にまでくるといふように考えられるのであります。そうして、このような巨額の金を動かします復興金融庫の機構というものは、御承知のようにこれは寄りの機構でありまして、その機構は質及び量の点において、やはり脆弱であるといふことを申さなければならぬ。そゝういふような脆弱な機關に、これだけ巨額の金を一年間に扱わせるといふことは、これは日本の金融政策の將來にどうしても考え直さなければならぬ第一点であると考えております。

次に第二の点は、復興金融庫がいたしております融資は、その名前は金庫でありながら、過去一年間の實際の運用状態を見ておきますと、これには一種の國家の予算支出、そゝういふような性質が多分にあることを否定することができないのであります。つまり偽裝的な予算支出が、復興金融庫の手

を通して、金融という形において行われておるといふことは、争うことのできない事実であります。

御承知のように、復興金融庫の金融いたします資本金は、最初には復興金融庫の増資という形で出てまいります。そして、それが財政金融委員會を通して、結局貸し出されるわけで、貸し出されますときには、その資金は復興金融庫債券といふものによつて調達せられます。この復興金融庫債券の市中消化が非常に困難で、その七〇%以上も日銀引受けによつておることにも非常に問題があるのであります。さらにそれ以上に問題になる点は、この復興金融庫債券の償還期限は一年でありまして、一年後におきましては、今日の狀態では、財政支出によつて必ずこれを償還しなければならぬ。つまり借替では償還ができないという実情になつておるのであります。現に世上にすでに傳へられております。復興金融庫の債券の償還計画の二十三年度予算に、五百六十八億といふものが載つておる。

どうしてそゝういふような事態が出てくるかと申し上げますと、絶えず新しい増加資金を必要といたしますから、新しい復興金融庫債券を募集するため、古いものはどうしても政府支出によつて償還されなければ新しい債券の信用が維持できないといふことが根本の原因になつておるのであります。

これは完全なる偽裝的な予算支出であるといふことを申し上げ得ると存するのであります。

第三の点は、復興金融庫資金の放出にあつて、遺憾ながら政党内閣、官公債、こゝういふものが非常に濃厚であるといふことを指摘せざるを得ないのであります。私どもの耳にいろいろうわさはいつてまいります。そして、それらのものを調査いたしますために、ただいま財政金融委員會におきまして、小委員會を設けて調査に當つておることとは、申し上げるまでもなく御承知の通りであります。が、私どもは必ずしもそれらのうわさを信ずるものではない。またそれは信じたくないものであります。しかし、それらのうわさが非常に強く廣く流れておるといふ事實を考えますときに、火のない所に煙が出ないといふ、わが國の昔からあることわざに思ひ比べて、今後大いに注意しなければならぬ点があるのではないか、こゝういふように考えておる次第であります。

そこで次に、復興金融庫の資本金、従つて復興金融庫を通して行われる融資が、何ゆゑにこのように一箇年間に膨大な額に上つたか。御承知のように、当初百億の資本金をもつて出発いたしましたときには、この百億の資本金が非常に大きなものであるといふことは、当時これの事務の衝に當つた大藏事務當局も、非常に膨大な金融

機関ができたというように感じたといふのであります。まさにその通りであつたと考えられるのであります。それがわずかに一年の間に七百億円になり、そして今後一千億円もさらに追加しなければならぬという現象が出てきた理由はどこにあるか。

その第一に考えられますものは、現在の金融政策の基本になつております市中銀行に行わせる金融を非常に抑えておるといふ、このことが大きな原因になつておると申さざるを得ないのであります。御承知のように、復興金融金庫は日本再建のために必要であり、しかも市中の金融機関が融資し得ないものを救ふことになつておるところが、この融資し得ないということがそもそもの問題なのであります。市中金融機関に與えられておるわくがあまりに小さいがゆゑに、ある事業を行わんとする者が、市中金融機関へ行つても金が借りられない。金を借りられないから、今度は復興金融金庫へ来る。こういう結果になつておるものが非常に多くあり、本来の復興金融金庫設立の趣旨を、この点において逸脱しておるものがあるといふことを指摘せざるを得ません。

次に、政府が当然財政政策もしくは物價政策として解決すべきもの、もしくは財政の運営の上において解決すべきものを、その解決をゆるがせにされておるために、そのしりをこの復興金

融金庫にもつていつて、みんなぬぐわしておる。こういう状態が、復興金融金庫がこのように短期間に膨大な資金を必要とするに至つた原因の一つであります。

御承知のように、政府は今非常に政府支拂といふものを抑制いたしてあります。政府が政府支拂を抑制されますのは、いろいろの理由があるのではありません。しかし、政府が政府支拂を抑制されておりますために、市中に非常な金詰りがある。その金詰りのために、過去の七百億の金融の中からその金詰りのしりをぬぐつておるものが相当多量にあるといふことを申し上げざるを得ない。さらに物價政策が十分

によつて行われないために、御承知のように赤字金融といふものがある。石炭業におきましては、先般委員会に提出を受けました資料によりますと、すでに五十六億の赤字金融がある。今度二百億の増資によつて石炭企業に融資される予定になつておるものから、さらに三十三億に上る赤字金融といふものがまた出ていくといふことが、先般政府委員の説明によつて明らかになつたのであります。これらは、すべて先ほど申し上げましたように、政府の措置よろしきを得なかつたもののしりを復興金融金庫においてぬぐつておるといふことの裏面でありまして、

次に、復興金融金庫の資金貸出は非常に回収が不活発であるといふ点であ

ります。このたび二百億の増資をいたします場合に、回収をどれだけ新しい資金として見込んでおるか申し上げますと、わずかに四億五千万程度の回収しか見込んでおりません。しかも公團資金を除きまして、復興金融金庫の金がいわゆる流動資金として出ておりますものは、百七十億を超えるほどの流動資金がありながら、来るべき三箇月間に、たつた四億五千万程度しか回収ができないといふのは、いかにしてもわれわれのふに落ちない点であります。(拍手)

このように回収が非常に緩慢であるがゆゑに、借りた側からは、どういふような考え方を復興金融金庫に対して持つか、復興金融金庫の金は、借りた方もらつたも同然だといふことが、世間一般の間に廣く拡がつておる考え方でありまして、これは回収をもつと徹底的にやるということではなければ、そういうやうなうわさを打消すことはとうていできないのであります。これらの点につきまして、政府に十分なる今後の御注意を望みたいと考えるのであります。

以上申し上げましたやうないろいろの点が、委員長代表質問の形で委員会において行われ、それに対して政府から一應的意見ある御答弁がありましたからして、私からはここに繰返して申し上げませんが、なおその中に表現せられておらない二、三の点につきまして、

補足的に申し述べたいと存じます。

回収に全力を盡していただきたいといふ点につきましては、特にこういう点に御留意願いたいと存じます。復興金融金庫の融資の実際の運用のしかたは、当初よりも最近には確かに嚴格になつておるのであります。従つて、貸出される業種におきましても変化を見ておるのであります。当初貸出されました業種で、今日貸出さないことになつておる幾多の業種があるのであります。このやうな業種に貸出されておる資金は、ぜひともこの際相当厳密に回収に努力願いたい。さらに現在貸出になつておるもので、当初貸出のときに、いかなる計画によつて回収されるかという計画があつたはずである。その計画の時期が来ておりながら、そうして返還予定の資金が当該事業にはいつておりながら、回収のできておらないものがあるのではあります。これはぜひとも、この際相当徹底的に御回収をお願いしたい。さらに回収のための機関として、復興金融金庫内に十分強力な機関を設けていただきたいといふこと。

最後に、今度の二百億の増資は、ただいま申し上げましたように、新しい必要に對して、一應全部必要だけを認めたものであります。従つて、今後政府の努力によりまして回収せられたものは、先般計画に載つておる四億五千万円、それを除きまして、新たに回収せられたものは、少くとも来るべき三

箇月、つまり第一・四半期の復興金融金庫の貸出資金として流用せられることを、われわれは希望いたさないのではありません。なぜならば、二百億の計画は、政府が必要なるものを全部認めたものでありますから、新たに努力によつて回収されたものは、第二・四半期以後、新たに増資される際に、これを新たな資金として計画の中に入れられんことを切に希望いたします。

以上を申し上げまして、簡単に賛成の討論をいたしたいと思ひます。

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第二 海上保安廳法案(内閣提出)

第三 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君)

日程第二、海上保安廳法案、日程第三、警察法の一部を改正する法律案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長坂東幸太郎君。

海上保安廳法案

第一章 組織

第一條 港、灣、海峡その他の日本國の沿岸水域において海上の安全を確保し、並びに法律の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するため、運輸大臣の管理する外局として海上保安廳を置く。

河川、の口にある港と河川との境界は、別に法律でこれを定める。

第二條 海上保安廳は、船舶の安全に関する法令の海上における助行、船舶職員の資格及び定員、海難救助、海難の調査、水先人、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を掌る。

從來運輸大臣官房、運輸省海運總局の長官官房、海運局、船舶局及び船舶局、海難審判所の理事官、燈台局、水路部並びにその他の行政機関の所掌に属する事務で前項の事務に該当するものは、海上保安廳の所掌に移るものとす。

第三條 海上保安廳のすべての職員は、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、國家公務員法の定めるところによる。

海上保安廳の職員は、一万人を超えてはならない。

第四條 海上保安廳の船舶は、航路標識を維持し、密貿易を防止し、遭難船員に援助を與え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適當な構造、設備及び性能を有する船舶でなければならない。

海上保安廳の船舶は、港内航行を除いて、その隻数において百二十五隻を超えてはならず、その全トン数において五萬総トンを超えてはならず、又、そのいづれも千五百排水トンを超えてはならず、又、十五ノット以上の速力を有するものであつてはならない。

海上保安廳の船舶は、番号及び他の船舶と明らかに識別し得るような標識を附し、國旗及び海上保安廳の旗を掲げなければならない。

第五條 海上保安廳に長官官房、保安局、水路局及び燈台局を置く。

第六條 長官官房においては、左の事務を掌る。

一 職員任免、分限、懲戒、教養、訓練その他進退身分に関する事項

二 長官の官印及び應印の管守に関する事項

三 所管行政に関する調査、企画及び考査一般並びに総合調整に関する事項

四 公文書類の授受、發送、編さん及び保存に関する事項

五 統計報告の調製に関する事項

六 經費及び収入の予算、決算、會計及び會計の監査に関する事項

七 海上保安廳の中他局の所管に属しない官有財産及び物品に関する事項

第七條 保安局においては、左の事務を掌る。

一 航法及び船舶交通に関する信号に関する事項

二 船舶の安全に関する法令の海上における助行並びに船舶職員の資格及び定員に関する事項

三 船舶交通の障害の除去に関する事項

四 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救助を要する場合における必要な援助に関する事項

五 海難の調査に関する事項

六 海難審判所に対する審判の請求及び海難審判所の裁決の執行に関する事項

七 海上保安廳以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関する事項

八 旅客又は貨物の海上運送に従事する者に対する海上における保安のため必要な監督に関する事項

九 水先人及び水先業務の監督に関する事項

十 沿岸水域における巡視警戒に関する事項

十一 海上における密貿易、不法入出國その他の犯罪の予防及び鎮圧に関する事項

十二 海上における犯人の捜査及び逮捕に関する事項

十三 海上における暴動及び騒乱の予防及び鎮圧に関する事項

十四 海上保安廳の使用する基地施設、通信施設及び船舶の管理及び運用に関する事項並びに税関、検疫所その他の行政機関がその職務を行う場合における当該行政機関に対する海上交通の便宜の供與に関する事項

十五 國家地方警察及び市町村警察以下警察行政廳といふ、税関、検疫所その他の行政機関との間における協力、共助及び連絡に関する事項

第八條 水路局においては、左の事務を掌る。

一 水路の測量及び海象の観測に関する事項

二 水路図誌及び航空図誌の調製及び供給に関する事項

三 船舶交通の安全のために必要

な事項の通報に関する事項

四 前各号に掲げる事項の調査及び研究に関する事項

第九條 燈台局においては、左の事務を掌る。

一 燈台その他の航路標識の建設、保守、運用及び用品に関する事項

二 燈台その他の航路標識の附屬の設備による氣象の観測に関する事項

三 海上保安廳以外の者で燈台その他の航路標識の建設、保守又は運用を行うものの監督に関する事項

第十條 海上保安廳に長官一人を置く。

海上保安廳長官は、運輸大臣の指揮監督を受け、職務を統理し、所部の職員を指揮監督する。但し、運輸大臣以外の大員又は法務總裁の所管に属する事務については、各、その大臣又は法務總裁の指揮監督を受ける。

第十一條 海上保安廳の各局に局長一人を置く。

局長は、長官の命を受け、局務を掌理し、局中各課の事務を指揮監督する。

第十二條 運輸大臣は、必要と認めらる地に事務所を置き、海上保安廳の事務を分掌させることができる。

第十三條 海上保安廳水路局長は、水路告示を發することができ、

第十四條 第七條第二号乃至第五号及び第七号乃至第十三号に掲げる職務、水路の測量、海象の観測、燈台その他の航路標識の保守及び運用並びに氣象の観測の業務を行わせるため、海上保安廳に海上保安官を置く。

海上保安官は、第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、運輸大臣が、これを命ずる。

第十五條 海上保安官がこの法律の定めるところにより法令の施行に關する事務を行う場合には、その權限については、当該海上保安官は、各、の法令の施行に關する事務を所管する行政官廳の当該官吏とみなされ、当該法令の施行に關する事務に關し行政官廳の制定する規則の適用を受けるものとす。

第十六條 海上保安官は、第七條第四号に掲げる職務を行うため必要があるとき、又は犯人を逮捕するに当り必要があるときは、附近にある人に對し協力を求めることができる。

第十七條 海上保安官は、その職務を行うため必要があるときは、船長又は船長に代つて船舶を指揮する者に對し、法令により船舶に備

え置くべき書類の提出を命じ、船舶の同一性、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷の性質又は積荷の有無その他船舶、積荷及び航海に關し重要と認める事項を確かめるため船舶に立入検査をし、且つ、乗組員及び旅客に對しその職務を行うために必要な質問をすることができ、

海上保安官は、前項の規定により立入検査をし、又は質問するときは、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯しなければならぬ。

第十八條 海上保安官は、その職務を行うため四圍の情況から眞にやむを得ないときは、その職務の執行につき他の法令に定のあるものの外、左に掲げる処分をすることができ、

一 船舶の進行を停止させ、又はその出発を差し止めること。

二 航路を変更させ、又は指定する港に回航させること。

三 乗組員、旅客その他船内にある者を下船させ、又はその下船を制限し、若しくは禁止すること。

四 積荷を陸揚させ、又は積荷の陸揚を制限し、若しくは禁止すること。

五 船舶が検査若しくは調査を受

けると、又は拘留され若しくは人命に對し危険であるとき、当該船舶と他船又は陸地との交通を制限し、又は禁止すること。

第十九條 海上保安官は、その職務を行うため、武器を携帯することができ、

第二十條 海上保安官は、その職務を行うに當り、特に自己又は他人の生命又は身体保護に關し、やむを得ない必要がある場合を除いては、武器を使用してはならない。

第二十一條 運輸大臣は、第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、港長を命ずる。

港長は、海上保安廳長官の指揮監督を受け、港則法に規定する事務を掌る。

第二十二條 運輸大臣は、第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、海難審判理事官を命ずる。

海難審判理事官は、海上保安廳長官の指揮監督を受け、第七條第六号の事務を掌る。

第二十三條 海上保安廳の職務に關する規則は、國家公務員に關する法令に触れない範圍内で、運輸大臣が、これを定める。

第二十四條 航路標識を維持し、密

貿易を防止し、及び遭難船員に援助を與えるため、海上保安廳長官は、必要に應じ船舶の基地及び担任区域を定める。

第二十五條 この法律のいかなる規定も海上保安廳又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない。

第二章 海上保安委員会

第二十六條 海上保安制度の運用及び改善に關する事項を審議するため、海上保安廳に海上保安委員会を置く。

海上保安委員会は、これを中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会及び地方海上保安委員会とする。

中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会は、海上保安廳長官の諮問に應ずる外、海上保安制度の運用及び改善に關し海上保安廳長官に建議することができる。

第三章 共助

第二十七條 海上保安廳及び警察行政廳、税關その他の關係行政廳は、連絡を保たなければならず、又、犯罪の予防若しくは鎮圧又は犯人の捜査及び逮捕のため必要があるとき、相互に協議し、且つ、關係職員を派遣その他必要な協力を求めることができる。

前項の規定による協力を求められた海上保安廳、警察行政廳、税關その他の關係行政廳は、できるだけその求めに應じなければならない。

第二十八條 前條の場合において派遣された職員は、その派遣を求めた行政廳の指揮を受けなければならない。

第四章 補則

第二十九條 海上保安廳長官は、その職權の一部を所部の職員に委任することができる。

第三十條 海上保安廳長官に事故のあるとき、又は、海上保安廳長官が欠けたときは、海上保安廳の職員が、予選運輸大臣の定める順序により、臨時に海上保安廳長官の職務を行う。

第三十一條 二級の運輸事務官又は運輸技官を以て充てられた海上保安官は、海上における犯罪につき刑事訴訟法第二百四十八條に規定する司法警察官の職務を行い、三級の運輸事務官又は運輸技官を以て充てられた海上保安官は、海上の犯罪につき同法第二百四十九條に規定する司法警察吏の職務を行う。

第三十二條 巡視警戒に任ずる船舶の乗組員は、労働組合法第四條第一項及び労働関係調整法第三十八條の規定の適用については、これを警察官吏とみなす。

第三十三條 この法律に定めるものの外、海上保安廳の職員の種類及び所掌事項、海上保安委員会の組織、委員の資格及び任期その他海上保安廳の職員及び海上保安委員会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第三十四條 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、その期日は、昭和二十三年五月一日以後であつてはならない。

第三十五條 海上保安廳は、当分の間旧海軍艦船の保管に關する事務を掌る。

前項の事務は、海上保安廳保安局の所掌とする。

第三十六條 海上保安廳の職員に關する人事委員會規則が制定されるまでは、海上保安廳のすべての職員的人事管理に關する事項については、第三條第一項の規定にかかわらず、なお政府職員に關する従前の例による。

第三十七條 この法律のいかなる規定も、予算がないのに、この法律に規定する機能及び活動を行うために、その際の職員の定員を超えて職員を採用することを認めるものとこれを解釈してはならない。

第三十八條 燈台補給船第十八日正九(二千五総トン)及び水路測量船

宗谷(二千二百七総トン)は、第四條第二項の規定にかかわらず、その存する間に限り、その一隻当りトン数において千五百排水トンを超えることができる。

第三十九條 この法律施行の際現に存する法令(連合國最高司令官の指示に従ひ制定された法令を除く。)の規定でこの法律の規定に反するものは、その効力を失う。

第四十條 運輸省官制の一部を次のように改正する。

第一條中「運輸大臣ハ」の下に「海上保安廳ノ所掌ニ屬スル事項ヲ除ク外」を加える。

第二條中「海運總局ノ主管ニ屬スルモノヲ除ク」を削る。

第五條第一号中「水路、航路標識及び同條第四号を削り、同條第五号を第四号とする。

第四十一條 海運局官制の一部を次のように改正する。

第一條第一号中「航路其ノ他ノ水運ニ關スル事項但シ航路標識ニ關スル事項ヲ除ク」を其ノ他ノ水運ニ關スル事項但シ海上保安廳ノ所掌ニ屬スル事項ヲ除クに改め、同條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第五條を削り、第六條を第五條とする。

第四十二條 海難審判法の一部を次のように改正する。

第十七條及び第十八條 削除

第二十八條中「地方海難審判所」の下に「の所在地を管轄する海上保安廳法第十二條に規定する海上保安廳の事務所(以上單に海上保安廳の事務所という。)」を加える。

第二十九條中「高等海難審判所」を「海上保安廳保安局に改める。

第三十條中「地方海難審判所」を「海上保安廳の事務所」に改める。

第五十四條中「高等海難審判所の理事官」を「海上保安廳保安局の理事官」に改める。

第五十八條 高等海難審判所の裁決は、海上保安廳保安局の理事官が、地方海難審判所の裁決は、当該地方海難審判所の所在地を管轄する海上保安廳の事務所

の理事官が、これを執行する。

第四十三條 燈台局官制及び水路部官制は、これを廢止する。

海上保安廳法案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により第四十五号の末尾に掲載〕

警察法の一部を改正する法律案

警察法の一部を次のように改正する。

第九條中「檢事總長」を「法務總裁」に改める。

第四十八條中「市町村公安委員會の定める基準により」を「市町村公安委員會の承認を得て」に改める。

附則

この法律は公布の日から、これを施行する。

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により第四十五号の末尾に掲載〕

〔坂東幸太郎君登壇〕

○坂東幸太郎君 ただいま上程せられました海上保安廳法案に關し、治安及び地方制度委員會における審議經過の概要をこれより御説明申し上げたいと存じます。

まず、本法案の提案理由を要約して申し述べますと、今日のわが國の海上における航海の安全と治安の維持とは、終戦後の諸般の事情から、はなはだしい不安と危険とにさらされているのでありまして、これに対処し得る制度組織が存在していませんので、散在せる船舶、通信設備その他莫大な物的施設を一元化し、一元的責任のもとに、包括的総合的の権限を行使せしめるために、一個の行政官廳を設置する必要があります。もつとも、

今日まで関係方面の了解のもとに、臨時的措置としてやつていたのでありますが、今回最も進歩せる他國の例を參考として、画期的の制度を立てんとするものであります。

海上保安廳法案は、かような観点から立案されたものでありまして、まずこれを運輸省の外局とする。全文四章四十三條より成り、第一章には組織、第二章には海上保安委員會、第三章には共助に關する事項を規定し、第四章は補則となつており、これに附則が添えられてあります。この法律施行の期日は、政令でこれを定めることになつておりますが、その期日は、本年五月一日以降であつてはならないのであります。

まず組織といたしましては、海上保安廳は中央機構と地方機構とにわかれ、中央機構は、長官官房、保安局、水路局及び燈台局からなつております。地方機構としては、全國を九管区にわかし、これを北から申しますと、小樽、塩釜、釧路、新潟、名古屋、舞鶴、神戸、廣島及び門司に、それより北海、東北、関東、新潟、東海、舞鶴、近畿、中國及び九州各海上保安本部を置くものであります。

海上保安廳の職員は、一万人以内に限定せられ、その所有船舶は、港内艇を除いて百二十隻、総トン数五万トン、各船千五百トン以下、速力は十五ノット以下ということになつております。

海上保安廳に海上保安官を置き、船舶の安全に關する法令の海上における勵行並びに船舶職員の資格及び定員に

関する事項、船舶交通の障害除去に関する事項、海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を要する場合における必要な援助に関する事項、海難の調査に関する事項、海上保安廳以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関する事項、旅客または貨物の海上運送に従事する者に対する海上における保安のため必要な監督に関する事項、水先人及び水先業務の監督に関する事項、沿岸水域における巡視警戒に関する事項、海上における密貿易、不法入出国その他の犯罪の予防及び鎮圧に関する事項、海上における犯人の捜査及び逮捕に関する事項、海上における暴動及び騒乱の予防及び鎮圧に関する事項に関する職務、水路の測量、海象の観測、燈その他の航路標識の保守及び運用並びに氣象の観測の業務を行うことができるものとし、また協力要求、書類閲覧、立入検査、尋問の権限を初め、そのほか船舶の進行停止、出港差止、航路変更、指定港への回航、下船命令、下船制限または禁止、積荷の陸揚制限禁止等の権限をもち、その職務を行うためには、武器の携帯を許されます。また海上保安廳の職員の中に、港長、海難審判理事官を置き、海上保安官と同様、ともに運輸大臣の任命するところとし、いずれも海上保安廳長官の指揮

監督を受け、港長は港則法に規定する事務、海難審判理事官は海難審判所に對する審判の請求及び海難審判所の裁決の執行に関する事項を掌ることになつております。

海上保安廳またはその職員は、以上のよう強大な権限を與えられておりますので、殊にこの法律のいかなる規定も、これらの者が軍隊として組織せられ、訓練せられ、または軍隊の機能を含むことを認めるものと解釈してはならない旨の一條が挿入せられてあるであります。

第二章は海上保安委員会に関する事項を規定したものでありまして、すなわち海上保安委員会は、海上保安制度の運用及び改善に関する事項を掌務するために海上保安廳に設置せられるものでありまして、これは中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会にわかれ、ともに海上保安廳長官の諮問に應ずるほか、海上保安制度の運用及び改善に關し海上保安廳長官に建議することのできるものとしてあります。

第三章は非難に關する規定でありまして、すなわち海上保安廳及び警察行政廳、税關その他の關行行政廳は、常に通船を停つべく、また犯罪の予防鎮壓または犯人の捜査及び逮捕のため必要があるとき、相互に協議し、かつ關係職員の派遣その他必要な協力を求めることができる旨を規定いたしたものであります。

第四章は補則でありまして、前章までに掲げました事項のほか必要な規定を設けたものであります。海上保安廳の職員の種類及び所管事項、海上保安委員会の組織、委員の資格及び任期その他海上保安廳の職員及び海上保安委員会に關し必要な事項は、政令でこれを定めることになつております。

補則の次には附則が掲げられており、主として此の法律の施行及び経過的な事項を規定しております。

本法案は、去る四月二日治安及び地方制度委員会に付託せられて審議を始めたものであります。先刻も申し述べましたように、施行期日が五月一日以前ということになつておりますので、審議は特に至急を要するので、四月二日及び五日の二回にわたつて検討いたしましたのでありまして、兩回とも、きわめて長時間にわたつて審議をいたしましたのであります。

四月二日、まず岡田運輸大臣から大體にわたつた提案理由の説明があり、続いて同省不法入国船舶監視本部長大久保武雄君から、法案の内容について詳細なる説明があり、各委員より各観点からの質疑應答が行われたのであります。本法案は他の省にも關係があり、また、國家地方警察本部及び海警省からもそれぞれ、政府委員の出席を求めて陳述を仰せられ、その意見並びに答弁を徴したのであります。それからさらに四十三箇條の全文にわたつて逐條的に慎重審議をいたしました。

質疑のうち主なものは、一、水上警察の仕事と海上保安廳の仕事との分界いかに。二、警察長は公安委員によつて任命せられるのに、海上保安官は運輸大臣によつて任命せられるのは民主主義に反すると思ふがいかに。三、從來は一個の経験ある長官が権限をもつておつたのに、本法案によれば、個々の海上保安官が絶大の権限を與えられているのは危険であると思ふがいかに。四、機構を一元化するなら防疫事務をも包括せしめてはいかに。五、この法案は五月一日から施行するといふのであるが、それまでに人的、物的の準備が間に合うか等でありました。

これに對して政府の答弁は、一、水上警察の権限の及ぶ限度は、陸上に接続しかつ陸上の勢力範囲と認められる点までであつて、そこから先は海上保安廳の権限区域である。二、海上保安官の任命に關しては、これは警察長と異なり、單に治安の維持のみならず航海の安全という面もあり、かつ此の制度は全國的に統制せられておるものであるから、警察長のように公安委員の任命によらず、運輸大臣の任命にしたものである。三、海上保安官は、實際問題としては、個々單獨に権限を行使することはまれであつて、多くの場合においては、老練な船長のもとに、一つの船に乗つて集團的に職務を行うものであるから、個々別々に職權

を濫用することはない。四、防疫事務の一元化に關しては、コレラ船の曳航等はやつてゐるが、医師を一々すべての船に配座せしめることは困難であるから、これは一元化から除いた。五、人的方面は現在の不法入国船舶監視本部の職員を振り向け、物的には現在もつてゐる船舶二十八隻を中軸にやつていくから十分間に合うといふのであります。

その他数点にわたつて熱心な質疑應答が行はれたのであります。本委員会においては、戦後の情勢に鑑み、海上の安全を保持し、法律の違反を予防し、捜査及び鎮圧するためには、海上保安制度を確立する必要があることを認め、四月五日、次のような希望事項を附して、満場一致をもつて本案は政府原案通り可決すべきものと議決いたしましたのであります。

すなわち希望事項

一、法案第三十一條の「海上における犯罪につき」と及び「海上における犯罪につき」とあるのは、「海上における犯罪の捜査については」の意味と了解すること。

二、海陸の境界における治安の維持は、きわめて重要であるので、海陸の警察機關は常時緊密に連絡を保ち、遺憾なきを期すること。

三、港長が職務を執行するに當つては、地方の利益を尊重し港灣の保安行政の民主化に努むること。

詳細は速記録について御承知を願います。以上、御報告を申し上げます。続いて、ただいま上程せられました警察法の一部を改正する法律案に關し、治安及び地方制度委員会における審議経過の概要をこれより御説明申し上げます。

まず、本法案の提案理由を要約して申し上げますと、警察法は昨年十二月八日成立し、本年三月七日から実施せられたのでありますが、爾來約一箇月の間貴重な体験を重ね、各方面からいろいろ建設的な意見も開陳せられたのであります。この貴重な体験と各方面よりの建設的意見に基いて、ここに本法案の提出を見るに至つたのであります。

申すまでもなく、新警察制度におきましては、日本國憲法の精神に則り、民主的權威のもとに、民主的警察を確立せんとするものであります。中央においては國家公安委員会、地方においては市町村公安委員会がそれぞれ最高機關となつて、國家地方警察及び運営に當つておるのでありますが、すなわち改正の第一点は、國家公安委員会の地位に鑑み、現行法には檢察總長に準ずる報酬を受けることになつてゐるのを改めて、法務總長に準ずる報酬を受けることにしております。第二は、同第四十八條によりまして、市町村公安委員会は一定の基準を設けておいて、それに基いて警察長が警察

職員を任命することになつてゐるのを、そでではなく、すなわち基準を設けずに、公安委員会の承認を得て任命することに改正せんとするのであります。すなわち、全國の公安委員会が思ひの基準を設けることは考えものであるから、そのときにおける公安委員会の見解によつて承認を與えるか與えぬかを決定することが公安委員会の重要な尊重することにもなるという意

味であります。同時に、かくすることが公安委員会に最終の責任を負わしめるゆゑんとなるからであります。以上、簡單であります。これは満場一致をもつて原案通り可決いたしました。以上、御報告申し上げます。

(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員報告はいずれも可決であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

財政法第三條の特例に關する法律案

(内閣提出)

○笹口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、財政法第三條の特例に關する法律案を議題となし、委員長の報告

を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられしめします。よつて日程は追加せられしめします。

財政法第三條の特例に關する法律案

(内閣提出)

○笹口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、財政法第三條の特例に關する法律案を議題となし、委員長の報告

を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられしめします。よつて日程は追加せられしめします。

財政法第三條の特例に關する法律案

(内閣提出)

○笹口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、財政法第三條の特例に關する法律案を議題となし、委員長の報告

を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられしめします。よつて日程は追加せられしめします。

いて、政令でこれを定める。

この法律は、物價統制令の廃止とともに、その効力を失う。

財政法第三條の規定施行の際現に効力を有するこの法律の本則各号に掲げる定價、料金及び基本賃率は、財政法第三條の規定施行の日において、同條の規定に基いて定められたものとみなす。

財政法第三條の特例に關する法律案

(内閣提出)

〔都合により第四十五号の末尾に掲載〕

〔早稲田柳右エ門君登壇〕

○早稲田柳右エ門君 ただいま議題となりました財政法第三條の特例に關する法律案は、問題の法案でありました。關係上、委員会ではきつめて慎重に審議されましたが、詳細は議事録に譲りまして、ごく簡単に御報告を申し上げます。御了承をいただきたいと存じます。

御承知のごとく、この第三條は、

「國が國權に基いて收納する課徴金及び法律上又は事業上國の独占に屬する事業における事實價格若しくは事業料金については、すべて法律又は國會の議決に基いて定めなければならない。」と規定してあるのがありますが、現在のところ経済緊急事態の存続する期間に限つて特例を設けるのが適當であるとして、政府は本案を提出したのであります。

すなわち、タバコの價格であるとか、あるいは通信料金であるとか、國有鐵道における旅客及び貨物運賃等に関しては國會の議決を経るが、残余のものに關しては、政府が政令によつてこれを発令する、かように相なつておるのであります。

ただいま申し上げましたように、いろいろ論議を重ねられました。結局妥協と認めまして、本案については討論を省略して採決の結果、満場一致をもつて可決確定した次第であります。

以上、簡單であります。御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

中小企業應設置法案(内閣提出)

○笹口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、中小企業應設置法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられしめします。よつて日程は追加せられしめします。

財政法第三條の特例に關する法律案

(内閣提出)

○笹口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、財政法第三條の特例に關する法律案を議題となし、委員長の報告

を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられしめします。よつて日程は追加せられしめします。

財政法第三條の特例に關する法律案

(内閣提出)

○笹口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、財政法第三條の特例に關する法律案を議題となし、委員長の報告

を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられしめします。よつて日程は追加せられしめします。

中小企業廳設置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。商業委員長喜多橋治郎君。

中小企業廳設置法案

中小企業廳設置法

(法律の目的)

第一條 この法律は、健全な独立の中小企業が、國民經濟を健全にし、及び発達させ、經濟力の集中を防止し、且つ、企業を営もうとする者に対し、公平な事業活動の機会を確保するものであるのに鑑み、中小企業を育成し、及び発達させ、且つ、その經營を向上させるに足る諸條件を確立することを目的とする。

(中小企業廳及び中小企業廳長官)

第二條 前條の目的のために、商工省の外局として、中小企業廳長官を長とする中小企業廳を設置する。

中小企業廳長官は、第三條に規定する事務を掌理する。

(中小企業廳の権限)

第三條 中小企業廳は、中小企業廳長官及びその職員をもつて左に掲げる事務を掌る。

一 中小企業に関する資料、動力、資金、生産方法、技術、經理、労働関係、輸送及び販賣等に関する事項その他中小企業の育成及び発展並びに經營の向上に必要な事項についての情報を

収集し、分析し、及び供給すること。

二 中小企業の經營状況の調査及び診断並びにこれに基く必要な指示をすること。但し、その調査及び診断は、当該中小企業者の申請に基くことを必要とし、且つ、その指示は、当該中小企業者を拘束しないものとする。

三 中小企業の經營の向上に資することが出来る設備及び技術に関し、試験研究機關の協力を求め、並びに中小企業者がその設置及び技術を利用することを奨励すること。

四 中小企業における新規で有益な製品又は製法等を奨励すること。

五 中小企業における製品又はその製法等を展示する会を開くこと。

中小企業廳は、中小企業に関する經濟問題に關し調査研究し、又は國會に提出される議案につき、中小企業に關係ある事項に關し、意見を提出することが出来る。

中小企業廳は、中小企業に關係ある事項については、他の行政廳の協力を求めることができる。

中小企業者は、行政廳の行爲により不当にその事業を阻害されたとき、又は他人の行爲により不当な取引制限を受け、若しくは他人の行爲が不公平な競争方法である

と認めるときは、中小企業廳にその事実を申し出ることが出来る。

前項後段の場合においては、中小企業廳は、当該事件を公正取引委員會に移さなければならない。

(組織)

第四條 中小企業廳に長官官房及び左の二局を置く。

振興局

指導局

長官官房においては、人事、會計その他庶務に関する事務を掌る。

振興局においては、前項第一項第一号、及び第五号並びに第二項乃至第五項に規定する事務を掌る。

指導局においては、前項第一項第二号乃至第四号に規定する事務を掌る。

(職員)
第五條 中小企業廳の事務を行うため、中小企業廳に所要の職員を置く。

前項の職員の一部は、中小企業に關し學識経験ある者の中から、これを命ずる。

この法律に定めるものの外、中小企業廳の職員に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第六條 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、これを施行する。

第七條 商工省官制の一部を次のように改正する。

第九條ノ二中「所管行政ニ屬スル中小企業ノ振興ニ關スル事務及」を削る。

中小企業廳設置法案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により第四十五号の末尾に掲載〕

〔喜多橋治郎君登壇〕

○喜多橋治郎君 ただいま議題となりました中小企業廳設置法案につきまして、商業委員會における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、本案提出の概略を御説明申し上げます。現下わが國の産業構造成上、中小企業の健全な発達をはかりますことは經濟再建の基盤でありまして、中小企業対策は、ただに經濟問題たるのみならず、實に深刻な社會問題でもあるのであります。今わが國のとりべき經濟政策の原則は、國際交流經濟を理想とする自由公正な競争に基くものでなければなりません。御承知のごとく、疲弊のどん底にあるわが國中小企業を育成して、これを速やかに独立せしめ、公正なる競争場裡に自立せしめるに足る實力をもたせますることは、喫緊の急務であらうかと存じます。かつ中小企業の技術經營の進歩向上こそは、日本經濟自立に必要不可欠の要件であります。

翻つて、わが國の現状を考えますに、中小企業の実態は、大企業偏重に災いされ、發言のよりどころも得られず、事業問題といたしまして資金資材の欠乏に悩んでおることは、今さら喋るに及ばないのであります。以上の理由をもちまして、この困難なる中小企業問題を早急に解決し、技術經營の進歩改善をはかりましたために、どうしても中小企業の専任機關を設置する必要があるものであります。

從來のごとく、大企業としからざるものとの二つの性格的に違つた問題を一つの部局において取扱うということとは、不自然かつ不合理でありまして、また中小企業者の忠実なる代弁者として、中小企業の公正なる利益を擁護し、さらに進んでは中小企業者自体の本質的な向上改善に専念し、その指導育成に万全を期するためには、どうしても中小企業廳を設置いたされなければなりません。ここに本案を提出いたしましたわけでありました。

次に、委員會における審議の経過及び質疑の大要を御報告申し上げます。本案は、去る三月十五日内閣より提出せられ、翌十六日商業委員會に付託せられたのであります。三月二十九日、水谷商工大臣より提案理由を聴取いたしました。が、本法は、問題の性質上、鐵工業委員會にも多大の関連を有しますので、三月二十九日、三十日の両日にわたり連合審査会を開催し、熾烈なる質疑應答を重ね、引続き

四月一日、二日、五日と、連日商業委員會議を開き、おきましても活発なる論議を展開した次第であります。

以下、連合審査会、商業委員会における論議の中心となりました問題を二、三御紹介申し上げます。なお他に重要な質問も数多く見受けられたのでありますが、時間の都合上省略させていただきます。後日速記録を十分参照していただきたいと存するのであります。

まず質問の第一は、中小企業の定義及び範囲を明確に定めよとのことでありました。これに對しまして商工大臣は、形式的に中小企業の限界を定めることは困難で、常識的に解釈をして、弾力性ある、幅をもたせる運用で解決することが、實際問題としてむしろ有効適切である、從來多數の多寡にかかわらず、經營者みずからがその責任と創意によつて經營に専念し、概して所有、經營ともに單獨で、かつ産業水準から見ても、投資額、生産額、販賣高、取扱数量等が比較的少く、その活動も狭小なる分野に止まるとともに、他の企業との間に投資関係なく、一方能率が不十分なため、經營・技術・金融方面について他より強力なる指導育成が必要であるものを対象とし、これを法律上明示して一線を画することは、かえつて適切でないとの答弁でありました。

次に各委員より、中小企業廳におい

官報号外 昭和二十三年四月七日

衆議院會議録第四十号 自由討議

て、原案のままでは非常に外部に對して弱体であるからして、資材の發達補及び資金割當に關する権限をもたしめてはどうかという質問に對しましては、産業行政全体の観点よりして、中小企業用としての資材・資金・動力等の一括掌握は、行政的一貫性と総合性を阻害する結果となり、かくては、その波及するところ既存の各行政官廳の機構にまで影響するをもつて、輕々に取扱われない、中小企業の振興という問題は、むしろ個々の企業に對し資金・資材等を割り當てるよりも、産業總体的に、中小企業と大企業とに對しての資材割當の均衡を監視し、中小企業全般に資材を適正に確保せしめることがその大眼目である、従つて、今後各原局に設けられます資材割當諮問委員會に中小企業廳より代表者を送り、資材割當に關し有力な発言をいたし、また一方經濟安定本部及び關係各省、各原局に對しまして、中小企業廳は資材割當に關し強力に要請し、この点方全を期する考えである、なお資金については、資材同様、各金融機關に對し極力融資を懇請するとともに、將來は中小企業専門の金融機關の設置についても十分考慮いたしておるとの答弁でありました。

第三に、各委員より繰返し、中小企業廳にもつと強い権限を附與し、中小企業に關する行政の一元化をはかるべきではないかとの質問に對しまして、

中小企業廳はあくまで指導育成機關であつて、直接物資・金融に對するの仕事は行わず、業者の強力なる代弁者となつて、他の關係官廳、各種團體に對して協力を求め、中小企業の特性を發揮して産業復興に貢獻せんとするものであつて、これ以上の権限を附與することは、各種産業計画が業種別に縦断的に立てられておる關係上、各省また各原局との有機的連繫を断たれ、廣い意味でのわが國産業復興上に多大の支障を來し、一考を要する重大問題と考へる、政府は各委員の趣旨を了とし、資材・資金等の配分については特に責任をもつて當る決意である、従つて、中小企業廳はあくまでも中小企業者の技術・經營面の強力なる推進機關としての活動に止めたいとの答弁でありました。

以上をもちまして、本四月六日質疑を終了いたし、討論に移り、民主自由黨を代表いたしまして多田勇君、社會黨を代表いたしまして松原喜之次君、民主黨を代表いたしまして岡野繁藏君、國民協同黨を代表いたしまして谷口武雄君より、こもろ、原案のままにおいてはきわめて消極的で、かくのごとき脆弱なる機構をもつては、とうてい現在の中小商業者及び工業者の苦悩を打開し得るものでなく、眞に迫力ある中小商工業者に対する助力者としての立場を強調し、併せて行政的措施により具體的解決の根據を與える

ため、最小限度の修正を必要とする。すなわち、第三條第三項「中小企業廳は、中小企業に關する事項に對しては、他の行政廳の協力を求めることができる。」を「中小企業廳は、中小企業に關する事項については、中央及び地方の行政廳の協力を求め、総合的に処理することが出来る。」に修正して原案に賛成する意見を述べられました。なお、修正箇所のうち地方の行政廳とは、地方自治團體を含むものであります。

以上をもちまして討論を打ち切り、採決に入り、全員一致をもつて修正案を可決いたし、修正案を除いた原案に對しても、全員一致をもつて可決いたしました次第であります。

以上簡單ながら、商業委員會における審議の経過並びに結果を御報告申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

自由討議 (前会の續)

○議長(松岡駒吉君) これより自由討議に入ります。

笹口晃君、發言者を指名願います。

○笹口晃君 日本社會黨は、本日の自由討議の發言を棄権いたします。

○議長(松岡駒吉君) これにて本日の自由討議は終了いたしました。

本日はいよいよ散會いたします。

午後五時十八分散會

出席國務大臣
大藏大臣 北村徳太郎君
國務大臣 鈴木 義男君
商工大臣 水谷長三郎君
運輸大臣 岡田 勢一君
國務大臣 吉米地義三君
國務大臣 一松 定吉君
出席政府委員
國家地方營 齋藤 昇君
農林省 齋藤 昇君

